

個人市町村民税

3 市町村税のあらまし

税のしくみは、個人県民税とほぼ同様です（7ページ参照）。



納める額

〈均等割〉

税率(年額)	3,500円
--------	--------

※東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置分 500円を含みます。(注)

(注) 東日本大震災に係る地方税の臨時特例措置

東日本大震災からの復旧・復興事業に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、個人住民税の均等割税率に1,000円（県民税500円、市町村民税500円）が加算されます。

〈所得割〉

税率	6%
----	----

法人市町村民税

3 市町村税のあらまし

税のしくみは、法人県民税とほぼ同様です（15ページ参照）。



納める額

〈均等割〉

法人等の区分		標準税率 (年額)
資本金等の額 [※]	従業者数	
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超 50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超 10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円超 1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円

(注) 制限税率は、標準税率の1.2倍です。税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。

※ 法人市町村民税の税率区分の基準となる資本金等の額は、地方税法第292条第1項第4号の5に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以後に開始した事業年度については、資本金等の額（無償増資又は無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の額）が、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合の資本金等の額は、資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額となりました。

〈法人税割〉

	平成26年10月1日以後かつ令和元年9月30日までに開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始した事業年度
標準税率	9.7%	6.0%
制限税率	12.1%	8.4%

(注) 税率は市町村により異なります。詳しくは、各市町村の税務担当課にご確認ください。